

朝霞市選挙管理委員会臨時会議事録

令和 7 年 7 月 2 0 日

選挙管理委員会事務局

様式第 3 号（第 1 3 条関係）

会議録

会議の名称	朝霞市選挙管理委員会臨時会（7 月）	
開催日時	令和 7 年 7 月 2 0 日（日） 午前 1 0 時 0 0 分から 午前 1 0 時 0 7 分まで	
開催場所	朝霞市役所 本館 3 階 3 0 1 会議室	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	別紙のとおり	
会議録の作成方針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☒ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☐ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
傍聴者の数	0 人	
その他の必要事項		

朝霞市選挙管理委員会臨時会（7月）

令和7年7月20日（日）

午前10時00分から

午前10時07分まで

朝霞市役所 本館3階 301会議室

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議題

参議院議員通常選挙関係

議案第48号 選挙人名簿から抹消することについて

議案第49号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

議案第50号 投票所の投票立会人の選任について

- 5 その他
- 6 閉会

出席委員（4人）

委員長	細田 昭 司
委員長職務代理	加藤 洋 子
委員	金子 智恵子
委員	藤井 尚 夫

事務局（4人）

事務局	選挙管理委員会事務局長	小笠原 ミツエ
事務局	選挙管理委員会事務局次長	高橋 陸 至
事務局	選挙管理委員会事務局選挙係長	三上 将 平

資料一覧

- ・ 選挙管理委員会臨時会次第
- ・ 議案第 4 8 号 選挙人名簿から抹消することについて
- ・ 議案第 4 9 号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- ・ 議案第 5 0 号 投票所の投票立会人の選任について

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎ 1 開会

◎ 2 委員長あいさつ

○細田委員長

ただいまより、朝霞市選挙管理委員会臨時会を開きます。本日は臨時会に御参集いただきまして誠にありがとうございます。それでは日程に従いまして進めさせていただきます。

◎ 3 会議録署名委員の指名

○細田委員長

日程 3、会議録署名委員の指名でございます。

朝霞市選挙管理委員会規程第 18 条第 2 項によりまして、藤井委員、お願いいたします。

◎ 4 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第 48 号 選挙人名簿から抹消することについて

○細田委員長

日程 4、議題でございます。「議案第 48 号 選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第 48 号、選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は、公職選挙法第 28 条に該当するので、選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和 7 年 7 月 20 日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男 591 人、女 423 人、計 1,014 人でございます。

対象者は、令和 7 年 3 月 2 日から令和 7 年 3 月 19 日までに転出等をした者及び令和 7 年 7 月 19 日までに死亡した者です。その結果、選挙当日有権者数は、次のページのとおり、男 59,557 人、女 59,436 人、計 118,993 人となるものでございます。

○細田委員長

ありがとうございました。説明が終わりました。

それでは、議案第４８号につきまして、何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

(質疑なし、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第４８号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第４８号は、原案のとおり承認されました。

◎４ 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第４９号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

○細田委員長

次に「議案第４９号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について」を議題いたします。提案理由の説明をお願いいたします。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第４９号、投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について。令和７年７月２０日執行の参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は欠けた場合、その職務を代理すべき者を別紙のとおり選任することについて議決を求める。

令和７年７月２０日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

投票管理者及びその職務代理者の選任につきましては、６月２日に議決をいただいているところですが、一部の投票区において、投票管理者及びその職務代理者が任を務めることができなくなったことから、当該投票区について、新たに投票管理者及びその職務代理者を次のペー

ジのとおり、選任するものでございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

それでは、議案第４９号につきまして何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第４９号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第４９号は、原案のとおり承認されました。

◎４ 議題 参議院議員通常選挙関係

議案第５０号 投票所の投票立会人の選任について

○細田委員長

次に、「議案第５０号 投票所の投票立会人の選任について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第５０号、投票所の投票立会人の選任について。令和７年７月２０日執行の参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における投票所の投票立会人を別紙のとおり選任することについて議決を求める。令和７年７月２０日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

投票所の投票立会人の選任につきましては、７月２日に議決をいただいているところですが、一部の投票区において、投票立会人が任を務めることができなくなったことから、当該投

票区について、新たに投票立会人を次のページのとおり、選任するものでございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

それでは、議案第50号につきまして何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第50号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第50号は、原案のとおり承認されました。

◎5 その他

○細田委員長

次に、日程5、「その他」でございます。

委員の方から何かございますか。

(ありません、の声)

なければ事務局は、何かございますか。

○事務局・高橋局次長

ございません。

○細田委員長

わかりました。

◎ 6 閉会

○細田委員長

それでは、以上をもちまして、朝霞市選挙管理委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

委員長

委 員